

疎明資料一覧

やむを得ない理由	疎明資料
成年被後見人	不要（代理権を証する書類で確認可能です）
被保佐人および被補助人	不要（代理権を証する書類で確認可能です）
中学生、小学生および未就学児	不要（本人確認書類で確認可能です）
75歳以上の高齢者	不要（本人確認書類で確認可能です） ※委任状に外出困難である旨を記載してください
長期入院者	診断書、入院診療計画書、領収書、診療明細書、 病院長が作成する顔写真証明書
障がいのある方	障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証
施設入所者	施設長が作成する顔写真証明書
要介護・要支援認定者	介護保険被保険者証、認定結果通知書、ケアマネジャーおよびその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書
妊婦	母子健康手帳 、妊婦健診を受診したことが確認できる領収書、受診券
海外留学している方	査証のコピー、留学先の学生証のコピー
高校生・高専生	学生証、在学証明書
社会的参加を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる方	左の状態にある本人について公的な支援機関に相談していることを当該支援機関の職員が証する書類、 左について相談している公的な支援機関の職員および当該支援機関の長が作成する顔写真証明書

（赤字は本人確認書類としても活用できます）